

UP！たまがわ環境ギャラリー展示基準

平成29年 2月17日
事務局 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は多摩川衛生組合（以下（組合という。））が募集する、「UP！たまがわ環境ギャラリー（以下「環境ギャラリー」という。）」の作品等の展示に関して必要な事項を定める。

(作品の募集)

第2条 展示作品の募集は、別に要領を定めるなどして組合が行う。

(出展者)

第3条 出展者は、営利、宗教活動を目的としないサークル、個人等によるものとする。

(展示基準)

第4条 環境ギャラリーの展示基準は次のとおりとする。

- (1) 出展者が作成した作品であること。
- (2) 肖像権及び登録商標の無断転用並びに著作権の侵害にならない作品であること。
- (3) テーマに沿った作品であること。
- (4) 誹謗中傷、プライバシーの侵害とならない作品であること。
- (5) 営利を目的としたもの、政治宗教等に係わるものが表示されていない作品であること。
- (6) その他、公序良俗に反しない作品であること。

(展示の決定)

第5条 展示の決定は、組合が行う。

(展示位置)

第6条 環境ギャラリーに展示する作品の展示位置は、組合が決定する。

(展示期間)

第7条 展示期間は、組合が定めるものとする。ただし、出展者が展示の中止を申し出た場合には、協議の上組合が決定する。

(展示の中止)

第8条 展示が次の各号の一に該当するときは、展示を中止する。

- (1) 出展者が公益を害し、又は風俗を乱したとき。
- (2) 施設、設備、備品及び器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 展示後に展示基準に反していると判明したとき。
- (4) その他、管理上又は運営に支障が生じたとき。

(作品の帰属)

第9条 展示作品の所有権は組合に帰属する。ただし、組合が申し出て返還する場合はこの限りでない。

(廃棄)

第10条 展示作品は展示年度内から1年を経過した後は、組合が廃棄できるものとする。ただし、出展者に返還した作品についてはこの限りでない。

(免責)

第11条 展示等は利用者の責任により行うものとし、組合は利用者の展示物等の破損、変質、紛失及び盗難等については一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか展示に必要な事項は、組合が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用し、別に定める「UP! たまがわ環境ギャラリー利用基準」は破棄する。